

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 8 年 9 月

福岡市人事委員会



人 審 第 85 号

令和 8 年 9 月 2 日

福岡市議会議長 平 畑 雅 博 様

福 岡 市 長 高 島 宗一郎 様

福岡市人事委員会

委員長 平 江 徳 子

職員の給与等に関する報告及び勧告

福岡市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて職員の給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

別紙第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与等の実態、市内民間企業従業員の給与、その他市職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ったので、その結果を報告する。

1 市職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における市職員（技能・労務職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の給与等について把握するため、「令和8年福岡市職員給与等実態調査」を実施した。

市職員には、従事する職務の種類等に応じ、行政職、医療職(1)、医療職(2)、消防職、教育職(1)、教育職(3)及び教育職(4)の各給料表並びに特定任期付職員給料表が適用されており、このうち、行政職給料表の適用者の給与等の概要は、第1表に示すとおりである。

(参考資料 1 市職員給与関係資料 参照)

第1表 行政職給料表適用職員の給与等の概要

項 目		内 容	項 目		内 容
職 員 数		7,151 人	平 均 経 験 年 数		17.3 年
平 均 年 齢		39.0 歳	平 均 勤 続 年 数		15.2 年
平 均 給 与 月 額	給 料	333,561 円	平 均 扶 養 親 族 数		0.7 人
	扶 養 手 当	8,626 円	男 女 別 構 成 比	男 性	56.3 %
	地 域 手 当	35,074 円		女 性	43.7 %
	住 居 手 当	10,491 円	学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	67.4 %
	管 理 職 手 当	7,777 円		短 大 卒	4.8 %
	そ の 他	24 円		高 校 卒	27.6 %
	計	395,553 円		中 学 卒	0.2 %

- (注) 1 「その他」とは、単身赴任手当（基礎額）及びへき地手当等の合計である。
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「福岡市職員の給与に関する条例」附則第10項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。

2 民間給与の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、市職員の給与と市内民間企業従業員の給与との精確な比較を行うため、人事院等と共同で「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。その概要は、第2表に示すとおりである。

(参考資料 2 民間給与関係資料 参照)

第2表 令和8年職種別民間給与実態調査の概要

項 目	説 明
調 査 対 象 業 所	企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間の926事業所
調 査 事 業 所 数	層化無作為抽出法によって抽出した186事業所
調 査 対 象 職 種	行政職と類似する事務・技術関係22職種 医療、教育関係等54職種
調 査 項 目	令和8年4月分の給与月額 給与改定の状況 初任給の状況 賞与等の特別給の支給状況 住宅手当等の支給状況 等

(注) 「層化無作為抽出法」とは、調査対象事業所を組織、企業規模、産業によりグループ分けし、このグループの中から無作為に抽出する方法をいう。

(2) 調査の結果

調査完了率は、83.7%となっており、厳しい諸環境の中においても、各事業所の協力を得て、広く市内民間事業所の状況が調査結果に反映されているといえる。

ア 給与改定の状況

第3表に示すとおり、市内民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は64.3%であり、ベースダウンを実施した事業所は該当なしとなっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期

に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.6%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額した事業所の割合は28.0%、減額した事業所の割合は4.6%となっている。

第3表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	64.3	3.6	-	32.0
課 長 級	57.7	2.1	-	40.2

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第4表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 中止	
		増額	減額	変化なし			
係 員	90.9	89.6	28.0	4.6	56.9	1.3	9.1
課 長 級	81.0	79.7	20.3	5.6	53.8	1.3	19.0

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で72.3%、高校卒で42.0%となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で71.1%、高校卒で73.5%、据え置いた事業所の割合は大学卒で28.3%、高校卒で26.5%となっている。

(参考資料 2 民間給与関係資料 第15表 参照)

3 市職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

「令和８年福岡市職員給与等実態調査」及び「令和８年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、市職員においては常勤の行政職（一般事務及び技術職）、市内民間企業従業員においてはこれに類似すると認められる職種の常勤の従業員について、責任の度合、学歴及び年齢が同等と認められる者同士の４月分の給与額（市職員にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第５表に示すとおり、市職員の給与が民間の給与を１人当たり平均にして１３,５２３円（３.３７％）下回っていた。

また、暫定再任用職員のうちフルタイム勤務職員の月例給について、「職種別民間給与実態調査」における民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給と比較すると、第６表のとおり、課長級、係長級、総括主任級のいずれの役職段階においても、公務が民間を下回る状況にある。

第５表 市職員給与と民間給与の較差

民間給与 （事務・技術関係職種） ①	市職員給与 行政職（一般事務及び技術職） ②	較 差 ①－② ((①－②) / ②×100)
414,280 円	400,757 円	13,523 円 (3.37 %)

(注) 第１表の行政職の平均給与月額と本表の市職員給与額の差は、第１表の職員には本年度の新規採用者を含むが、本表には含まれていないこと及び給与比較の対象外職員がいることによるものである。

第6表 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の役職段階別平均給与月額

役 職 段 階	公 務	民 間
課 長 級	45.7 万円	47.2 万円
係 長 級	32.1 万円	34.4 万円
総 括 主 任 級	30.3 万円	31.5 万円

(注) 1 「公務」は、令和8年福岡市職員給与等実態調査による。平均給与月額は、再任用職員のうち行政職給料表が適用されるフルタイム勤務職員のものである（令和8年4月時点）。

2 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額（令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均）である。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、国と同様に0.05月単位で改定を行ってきている。

「令和8年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた特別給は、第7表に示すとおり、年間で平均所定内給与月額の4.70月分に相当しており、市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数（4.65月）が、市内民間事業所の特別給を0.05月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期	2.25 月分
	上 半 期	2.45 月分
	計	4.70 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から7月までの期間をいう。

備考 本市の場合、現行の年間支給月数は、4.65月である。

4 国及び他の地方公共団体との給与比較

総務省の令和7年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の給料月額の水準は、100.9（指定都市平均99.8）である。

5 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国では1.4%、本市では0.5%上昇している。

また、生計費の基礎となる家計調査（総務省）によれば、本年4月の本市における消費支出（二人以上の世帯）は、1世帯当たり288,945円となっている。

（参考資料 3 その他 第23表 参照）

6 人事院の報告及び勧告等

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告、職員の給与の改定に関する勧告、職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告並びに国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行った。それらの概要は、次のとおりである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

7 むすび

職員の給与については、地方公務員法において、その職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされている。

本委員会は、これまで述べてきた市職員の給与を決定するに当たって考慮すべき諸事情を総合的に勘案した結果、令和8年4月の公民較差等に基づく給与改定について勧告を行うこととした。

なお、職員の給与制度については、職務・職責に応じた給与を推進する観点から、より適切な制度の構築を進めるため、今後とも、国や他の地方公共団体、民間事業所の動向を踏まえながら検討を行っていくことが必要である。

(1) 令和8年4月の公民較差等に基づく給与改定について

ア 改定の基本的考え方

(月例給)

月例給については、前記3(1)のとおり、本年4月時点で、市職員給与が民間給与を13,523円(3.37%)下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当である。

(特別給)

特別給(期末手当及び勤勉手当)については、前記3(2)のとおり、市職員の特別給の年間支給月数(4.65月)が、民間における特別給の支給割合(4.70月分)を下回っていることから、昨年8月から本年7

月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、0.05月分引き上げ、支給月数を4.70月とすることが適当である。

イ 改定すべき事項

(ア) 給料表

a 行政職給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告における俸給表の改定傾向等を踏まえつつ、これまで実施してきた給与カーブのフラット化の観点も考慮し、全ての級において給料月額を引き上げる改定を行う必要がある。また、行政職給料表における定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、民間のフルタイム勤務再雇用者の水準に見合ったものとなるよう、近年の改定における考え方に基づく改定率を上回る改定を行う必要がある。

b 医療職給料表及び消防職給料表

医療職給料表及び消防職給料表については、行政職給料表の改定との均衡を基本として改定を行うことが必要である。

c 教育職給料表

教育職給料表については、従来と同様に、教育職員の職務と責任の特殊性を踏まえ、福岡県等の他の地方公共団体の教育職給料表の改定状況を考慮した改定とすることが適当である。

d 特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表

特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表については、国に準拠した給料表としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

(イ) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うことが必要である。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

a bに掲げる職員以外の職員

市内民間事業所における賞与等の特別給の年間支給割合の状況や人事院勧告における特別給の改定状況を考慮し、以下のとおり改定を行うことが必要である。

(a) 現行の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 4.65 月については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、4.70 月とすること。

(b) 本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分引き上げることとし、来年度以降については、6 月期及び 12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるように配分すること。

b 定年前再任用短時間勤務職員並びに特定任期付職員及び特定任期付教育職員

国に準拠した支給月数としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

ウ 実施時期

イの(ア)（cを除く。）及び(イ)の改定は、令和 8 年 4 月 1 日に遡及して実施する。また、イの(ウ)の改定は、本年 12 月期以降の期末手当及び勤勉手当から実施する。

(2) 給与制度について

ア 通勤手当

国においては、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」の一環として、令和7年4月から、人事配置の円滑化及びライフスタイルの多様化等を踏まえた交通機関等利用者に対する通勤手当の見直しが行われたところである。また、令和7年の職種別民間給与実態調査の結果により、令和8年4月から、職員の負担軽減等の観点等を踏まえた自動車等使用者に対する通勤手当の見直しが行われたところである。

本市では、これまで国の制度を基本としつつ、本市の実情及び他の地方公共団体の動向等を勘案し、給与制度の見直しを行ってきたところである。

このような状況を踏まえ、今般の国の見直しについて、本市においては、ライフスタイルの多様化が進む中、育児又は介護におけるやむを得ない事情により遠方に居住せざるを得ない職員について、勤務継続を可能とする観点から、当該職員を対象とする新幹線利用における通勤手当の支給に向けて、上限額の引上げを含め検討を進める必要がある。

イ 地域手当

国においては、給与制度のアップデートの一環として、令和7年4月から、福岡市内に勤務する国家公務員に対する地域手当の支給割合を10%から8%に改定する見直しが行われたところである。

本市においては、これまで国の制度を基本として給与制度を構築してきたところであるが、今般の国の見直しは、地域をまたぐ異動の円滑化等に資するものとなるよう支給地域の広域化・大きくくり化を含

むものであり、そのような人事配置や異動の実情は、基礎自治体である本市には基本的に該当しないものである。また、毎年実施している公民較差に基づく給与改定により、10%の地域手当を含めた本市職員の給与水準と市内民間企業従業員の給与水準との均衡を図っているところである。

これらの状況を総合的に勘案すると、現時点において地域手当の支給割合を直ちに見直すべき状況にはないと考えられることから、当面の間は現行の支給割合を維持することとし、今後の国及び他の地方公共団体の動向等を注視しながら、引き続き見直しについて検討を行う必要がある。

ウ 単身赴任手当

本年の人事院勧告において、転勤に伴う職員の経済的な負担を広く軽減するため、現行の単身赴任手当の見直し等について言及がなされたところである。本市においても、国及び他の地方公共団体の動向並びに本市の実情を踏まえ、単身赴任手当の取扱い等について検討する必要がある。

エ 教育職員の給与水準

本市の教育職給料表(1)は、行政職給料表との均衡を基本に改定していたが、市内の県立高等学校等の教育職員と比較して高い水準で推移していたことから、平成 23 年以降は福岡県等の教育職給料表の改定状況を考慮した改定を行い、平成 29 年の県費負担教育職員の権限移譲の際に新設した教育職給料表(3)及び(4)についても同様に改定を行ってきたところである。これにより、本市の教育職給料表は、福岡県等の教育職員の給料表との均衡が図られている状況にある。

教育職員については、その職務と責任の特殊性や人材確保の観点

から、福岡県等の他の地方公共団体との均衡を考慮する必要があるとともに、市内民間企業従業員の給与との均衡を図る観点から、行政職給料表の改定との均衡を基本とした改定を行う必要もある。

教育職給料表については、これらの状況及び給料表に関連する諸制度の見直しの動向等を踏まえ、改定の実施に向けた検討が必要である。

オ 在級期間の取扱い

国においては、新たな人事制度の中で、職務・職責を重視した給与制度を推進していくため、令和８年４月から、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度の廃止等を実施したところである。

本市においても、在級期間の取扱いを含めた、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を重視した給与制度の在り方について、国の改正内容及び他の地方公共団体の動向を注視し、慎重に検討を行っていく必要がある。

(3) 職員の勤務環境の整備について

多様化する行政需要に対応し、市民サービスの向上を図るためには、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実現し、心身の健康やモチベーションを維持しながら職務に励むことが必要である。こうした観点から、以下のような勤務環境の整備を進めていくことは重要な課題である。

ア 時間外勤務の縮減等

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に休暇を取得することは、職員の健康を保持し、仕事と生活の調和を実現させる観点か

ら重要な課題であるとともに、公務能率の維持にもつながるものである。

本市においては、令和元年10月から、時間外勤務の上限を、原則年間360時間としているが、令和7年度において年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合は、第8表に示すとおり、全体の7.4%となった。

任命権者においては、引き続き、勤務時間管理の徹底を図ることはもちろん、デジタル技術の活用や業務知識等の共有、業務の見直し等により、職場全体における業務の合理化や効率化の促進に取り組んだ上で、適切な職員配置など業務執行体制の整備に努めるとともに、一部の職員への負担集中を避けるために業務負担の平準化を図るなど時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。

また、教員に関しては、令和8年3月に「第2次福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」が策定され、教員の働き方改革のより一層の推進を図るための新たな目標と取組みが示された。

教育委員会においては、当該プログラムを踏まえ、学校と教員の業務の適正化や必要な人員等の点検・検証等を通じて、教員が心身の健康を保ちながら、子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を十分に確保できる環境づくりを着実に進め、教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に努めることが必要である。

第8表 年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合	7.9%	7.3%	7.4%

(福岡市人事委員会調査)

イ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が健康で充実した生活を送るとともに、その能力を十分に発揮して職務に取り組むためにも重要な課題である。

令和7年度に病気やけがで1月以上休んだ長期病休者の実態を見ると、原因となった傷病で最も多いのは「心の病」で、全長期病休者の7割以上を占めており、依然として高い水準にある。

中でも若年層職員において、心の病による長期病休者の増加傾向が若干強く、人材確保及び離職防止の観点からも対策が重要である。

本市においては、「福岡市職員心の健康づくり計画」及び「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」に基づき、「未然防止」（1次予防）、「早期発見・早期対策」（2次予防）、「職場復帰支援・再発防止」（3次予防）の取組みを総合的に推進しており、採用5年以内の教職員への研修など、若年層職員等に対する支援にも取り組んでいるところである。

今後も任命権者においては、メンタルヘルス対策のための効果的な取組みを職員の年代等に応じてきめ細かに行っていくことが必要である。

なお、「ア 時間外勤務の縮減等」及び「ウ ハラスメントの防止」で述べている内容は、職員のメンタルヘルスにも通じる取組みであるため、今後も着実に実施していくことが求められる。

ウ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい勤務環境を整備する上で、重要な課題である。

ハラスメントの防止には職員を監督する地位にある監督者が果たす

役割が重要であり、監督者自身がハラスメント行為者とならないよう、ハラスメントに関する認識を絶えずアップデートするとともに、部下が相談しやすい環境をつくることが求められる。また、令和7年6月の労働施策総合推進法等の改正により、令和8年10月から事業所におけるカスタマーハラスメント対策が義務化されることに伴い、悪質なクレーム行為等への組織的な対応と職員の保護体制を一層強化する必要がある。

任命権者においては、今後も引き続きハラスメント研修内容の充実等に努めるとともに、カスタマーハラスメントへの対応方針等の整備とその周知・啓発を進め、職員が相談しやすい態勢、ハラスメントの実態に応じた適切な対処方法等、事前・事後における対応策を講じ、職員が安心して働くことができる職場環境を確保していくことが必要である。

エ 個々の職員の生活スタイルに合わせた働き方の推進

職員一人ひとりが、その能力を十分に発揮して職務に精励し、キャリアを形成するとともに、健康で豊かな生活を確保し、育児や介護等の責任を果たすためには、その土台として働きやすい職場環境をつくることが重要である。また、本年の人事院勧告においても、個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進等について言及されている。

本市においては、「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と育児の両立支援をはじめとしたさまざまな取組みを実施してきた。その結果、令和7年度における全市の男性職員の1週間以上の育児休業取得率は、第9表（その1）に示すとおり97.5%となり、同計画が定めた目標値100%をほぼ達成するとともに、国の「こども未来戦略」において定められた政府目標85%を上回った。また、令和8年3月

には、令和8年度から12年度を計画期間とする新たな行動計画を策定し、より長期の育児休業の取得を促進することで、男性職員の家庭生活への参画を更に促すとともに、女性職員の活躍推進にも寄与するよう取り組んでいる。

本市ではこれまでさまざまな両立支援制度が整備されてきたところであるが、任命権者においては、引き続き、育児や介護等を担う職員自身の休暇・休業等の取得促進を図るとともに、当該休暇・休業等が取得される職場における業務環境の整備にも十分配慮して取り組んでいくことが必要である。

また、在宅勤務やフレックスタイムなどの制度が整備され、柔軟な働き方を推進するための取組みが進められているところであるが、個々の職員の生活スタイルに合わせた働き方の実現のために、引き続き、本市において取組みを推進していくことが求められる。

第9表 子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率

その1 1週間以上の育児休業取得率

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取得率	90.2%	102.2%	97.5%

その2 育児休業取得率

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取得率	34.7%	60.5%	97.4%	103.0%	98.8%

(注) 第9表はいずれも任命権者公表資料「福岡市特定事業主行動計画 令和7年度の実施状況について」を基に作成。なお、「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)であり、(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(4) コンプライアンスの推進について

コンプライアンスの推進は、市政に対する市民からの信頼の確保とともに、健全で快適な職場づくりの面においても重要な課題である。

本市においては、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んできたところであるが、職員による不祥事は、公務の内外を問わず後を絶たない。このような非違行為は、当該職員はもとより市職員全体の信用失墜を招くものである。

特に、平成 18 年 8 月 25 日に発生した海の中道大橋の飲酒運転事故を契機に、全職員が飲酒運転撲滅に向けて取り組んできた一方で、20 年を経た今もなお、職員の飲酒運転による不祥事が続いている現状は、極めて憂慮すべきものといわざるを得ない。

こうした状況を踏まえ、職員一人ひとりが、全体の奉仕者としての責任を一層自覚するとともに、常に規律を遵守し、高い倫理観や使命感を持つことは当然のことであるが、任命権者においては、市民の信頼を確保していくために、改めて職員全体のコンプライアンス向上に手を尽くしていく必要がある。

8 おわりに

本委員会の給与勧告は、労働基本権を制約されている市職員の適正な処遇を確保するため、民間準拠を基本として行っているものである。

市議会及び市長におかれては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 令和8年4月の公民較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

報告の7の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(2) 初任給調整手当

報告の7の(1)のイの(イ)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和8年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（管理職職員等にあっては、1.0875月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（管理職職員等にあっては、1.2875月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7375月分（管理職職員等にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5375月分（管理職職員等にあっては、0.6375月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を

0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（管理職職員等にあつては、1.075月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（管理職職員等にあつては、1.275月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（管理職職員等にあつては、0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分（管理職職員等にあつては、0.625月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)（教育職給料表を除く。）及び(2)の改定は、令和8年4月1日から実施すること。また、1の(3)のアについては令和8年12月1日から、1の(3)のイについては令和9年4月1日からそれぞれ実施すること。

参 考 資 料

目 次

1 市職員給与関係資料

令和8年福岡市職員給与等実態調査の概要	24
第1表 市職員の給料表別平均給与月額等	25
第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額	27
第3表 市職員の扶養親族数の状況	29
・その1 扶養親族数別職員数	29
・その2 給料表別扶養親族数	30
第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況	31
第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況	32
第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況	33
第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員	34
・行政職給料表	34
・医療職給料表(1)	35
・医療職給料表(2)	35
・消防職給料表	36
・教育職給料表(1)	37
・教育職給料表(3)	37
・教育職給料表(4)	38
第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員	39
・行政職給料表	39
・医療職給料表(1)	42
・医療職給料表(2)	43
・消防職給料表	44
・教育職給料表(1)	45
・教育職給料表(3)	47
・教育職給料表(4)	49
第9表 市職員の給料表別職員数	51
第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布	51
第11表 任期付職員の給料表別人員	51

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	52
第12表 産業別・企業規模別調査事業所数	53
第13表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	54
第14表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	55
・その1 公民給与比較の対象職種	55
1 企業規模計	55
2 企業規模500人以上	57
3 企業規模100人以上500人未満	59
・その2 公民給与比較の対象外職種	61
第15表 民間における初任給の改定状況	63
第16表 民間における住宅手当の支給状況	63
第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	64
・その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況	64
・その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況	64
第18表 民間における特別給の支給状況	65
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	65
第20表 民間における定年制の状況	66
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	66
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	66

3 その他

第23表 物価及び生計費	67
--------------	----

《 参 考 》 給与勧告の流れ	68
-----------------	----

《 参 考 》 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	69
------------------------------	----

1 市職員給与関係資料

令和 8 年福岡市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和 8 年 4 月 1 日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査対象職員

一般職の職員のうち、技能・労務職員、水道局企業職員及び交通局企業職員並びに会計年度任用職員等を除いた職員を対象とした。

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員について、適用される給料表の種類により分類した。その分類は、次表のとおり。

分 類	該 当 職 員
行政職給料表適用職員	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表(1)適用職員	保健所に勤務する医師及び歯科医師等
医療職給料表(2)適用職員	保健所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師等
消防職給料表適用職員	消防吏員
教育職給料表(1)適用職員	高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校に勤務する実習助手等
教育職給料表(3)適用職員	特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
教育職給料表(4)適用職員	小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
特定任期付職員給料表適用職員	高度の専門的な知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する特定任期付職員

(注) 1 特定任期付教育職員給料表適用職員は、調査期日現在対象者がいないため表中の記載は省略している。

2 教育職給料表(2)は、平成 31 年 4 月 1 日に廃止された。

第1表 市職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 勤続 年数	性別人員構成比		学 歴 別 人	
					男性	女性	大学卒	短大卒
行政職給料表	7,151人	39.0歳	17.3年	15.2年	56.3%	43.7%	67.4%	4.8%
医療職給料表(1)	14	49.3	23.0	10.2	50.0	50.0	100.0	—
医療職給料表(2)	249	39.8	17.1	14.8	1.6	98.4	98.8	1.2
消防職給料表	1,120	37.3	16.8	15.5	96.3	3.7	39.3	1.7
教育職給料表(1)	218	44.9	21.8	13.8	54.1	45.9	98.2	0.5
教育職給料表(3)	728	39.4	16.9	10.1	30.4	69.6	95.3	4.7
教育職給料表(4)	7,021	37.3	14.9	10.1	39.4	60.6	95.4	4.6
全 給 料 表	16,501	38.3	16.3	12.8	49.8	50.2	79.5	4.4

- (注) 1 行政職給料表には、高等学校、特別支援学校、小学校及び中学校における教育職員以外の学校職員を含む。
(以下関係各表について同じ。)
- 2 任期付職員及び再任用職員は含まれていない。(以下第10表までについて同じ。)
- 3 「構成比」は、小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。
(以下関係各表について同じ。)
- 4 「給料」には、各教育職給料表適用職員のうち4級及び5級である職員への加算額、給料の調整額並びに教職調整額を含む。(以下関係各表について同じ。)
- 5 「その他」とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及びへき地手当等の合計である。
(以下関係各表について同じ。)
- 6 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「福岡市職員の給与に関する条例」附則第10項及び「福岡市立学校職員の給与に関する条例」附則第5項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。
(以下関係各表について同じ。)

(参 考)

技能・労務職給料表	296	49.8	28.7	22.5	48.6	51.4	1.7	32.1
水道局企業職給料表	461	39.3	18.8	17.3	85.9	14.1	42.1	5.4
交通局企業職給料表	558	40.4	19.8	17.0	87.1	12.9	32.8	8.1

全 給 料 表 (技能・労務職給料表等を含めた場合)	17,816	38.6	16.7	13.2	51.9	48.1	75.8	5.0
-------------------------------	--------	------	------	------	------	------	------	-----

員 構 成 比		平 均 給 与 月 額						
高校卒	中学卒	計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
%	%	円	円	円	円	円	円	円
27.6	0.2	395,553	333,561	8,626	35,074	10,491	7,777	24
—	—	900,079	485,321	5,457	88,216	8,000	60,571	252,514
—	—	382,752	331,697	3,279	33,992	8,844	4,940	—
59.0	—	390,725	326,721	15,784	34,784	9,103	4,279	54
1.4	—	476,517	411,558	11,055	42,536	8,615	2,753	—
—	—	449,900	389,474	8,565	39,991	9,995	1,875	—
—	—	426,187	367,066	7,695	37,815	9,996	3,391	224
16.0	0.1	411,962	350,951	8,662	36,565	10,113	5,348	323

65.5	0.7	379,958	329,736	10,105	33,984	6,133	—	—
52.3	0.2	395,417	331,956	9,762	34,902	12,138	6,659	—
58.8	0.4	383,135	323,484	9,916	33,758	11,798	4,179	—

19.1	0.1	410,101	349,247	8,754	36,391	10,152	5,257	300
------	-----	---------	---------	-------	--------	--------	-------	-----

第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額

給与の種類 給料表・職務の級		計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
行政職給料表	平 均	円 395,553	円 333,561	円 8,626	円 35,074	円 10,491	円 7,777	円 24
	1 級	243,043	208,389	357	20,875	13,255	—	167
	2 級	286,796	245,580	1,447	24,731	15,038	—	—
	3 級	353,193	302,201	7,076	30,949	12,967	—	—
	4 級	414,678	358,408	10,917	36,958	8,395	—	—
	5 級	465,195	401,586	14,721	41,790	7,062	—	36
	6 級	610,463	452,973	15,184	55,245	4,997	82,000	64
	7 級	676,753	497,346	12,559	61,488	5,120	100,000	240
	8 級	747,233	544,884	9,100	67,317	6,743	119,189	—
医療職給料表(1)	平 均	900,079	485,321	5,457	88,216	8,000	60,571	252,514
	1 級	*	*	*	*	*	*	*
	2 級	791,207	401,325	750	64,332	14,000	—	310,800
	3 級	976,717	497,975	17,475	95,592	—	82,000	283,675
	4 級	968,585	572,000	875	107,660	7,000	100,000	181,050
	5 級	*	*	*	*	*	*	*
医療職給料表(2)	平 均	382,752	331,697	3,279	33,992	8,844	4,940	—
	1 級	—	—	—	—	—	—	—
	2 級	300,465	258,308	1,382	25,969	14,806	—	—
	3 級	362,122	320,052	3,132	32,318	6,620	—	—
	4 級	416,208	366,435	5,296	37,173	7,304	—	—
	5 級	458,027	408,349	4,524	41,287	3,867	—	—
	6 級	591,247	449,027	4,773	53,580	1,867	82,000	—
消防職給料表	平 均	390,725	326,721	15,784	34,784	9,103	4,279	54
	1 級	289,476	244,508	3,610	24,812	16,546	—	—
	2 級	368,393	308,212	18,966	32,855	8,360	—	—
	3 級	434,465	367,964	22,416	39,038	5,047	—	—
	4 級	480,535	406,974	25,428	43,736	4,046	—	351
	5 級	612,418	456,727	16,841	55,557	1,293	82,000	—
	6 級	668,818	496,269	7,831	60,410	4,308	100,000	—
	7 級	*	*	*	*	*	*	*

(注)「*」は、該当者が1名の場合である。

給与の種類 給料表・職務の級		計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
教育職給料表(1)	平 均	円 476,517	円 411,558	円 11,055	円 42,536	円 8,615	円 2,753	円 —
	1 級	—	—	—	—	—	—	—
	2 級	466,961	406,002	10,272	41,627	9,060	—	—
	3 級	511,512	441,558	17,175	45,873	6,906	—	—
	4 級	601,130	467,325	20,375	54,330	3,500	55,600	—
	5 級	615,560	481,900	—	55,960	—	77,700	—
教育職給料表(3)	平 均	449,900	389,474	8,565	39,991	9,995	1,875	—
	1 級	—	—	—	—	—	—	—
	2 級	440,793	383,333	7,917	39,125	10,418	—	—
	3 級	511,248	446,102	13,593	45,969	5,584	—	—
	4 級	584,881	448,853	21,835	52,575	6,559	55,059	—
	5 級	632,822	493,050	6,467	57,105	4,667	71,533	—
教育職給料表(4)	平 均	426,187	367,066	7,695	37,815	9,996	3,391	224
	1 級	—	—	—	—	—	—	—
	2 級	412,730	358,984	6,416	36,540	10,605	—	185
	3 級	488,887	420,820	17,514	43,833	6,720	—	—
	4 級	558,926	433,657	21,479	50,322	4,301	48,086	1,081
	5 級	600,209	462,623	13,895	54,278	2,474	66,258	681

第3表 市職員の扶養親族数の状況

その1 扶養親族数別職員数（全給料表）

区 分 扶養親族数	該 当 職 員 数	
		うち扶養親族である 配偶者を有する者
	人	人
1 人	1,973	389
2 人	2,292	497
3 人	1,316	679
4 人	335	252
5 人	56	50
6 人 以 上	3	1
計	5,975	1,868

（注）この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。
（以下関係各表について同じ。）

（参 考）扶養親族数別職員数（行政職給料表）

区 分 扶養親族数	該 当 職 員 数	
		うち扶養親族である 配偶者を有する者
	人	人
1 人	944	213
2 人	999	243
3 人	556	301
4 人	138	108
5 人	15	13
6 人 以 上	—	—
計	2,652	878

その2 給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶 養 親 族 数			該当職員 平均扶養 親 族 数	全 職 員 平均扶養 親 族 数
	配偶者	子	父母等		
	人	人	人	人	人
行 政 職 給 料 表	878	4,225	134	2.0	0.7
医 療 職 給 料 表 (1)	2	4	2	1.3	0.6
医 療 職 給 料 表 (2)	5	55	2	1.7	0.2
消 防 職 給 料 表	319	1,251	7	2.3	1.4
教 育 職 給 料 表 (1)	44	161	1	2.1	0.9
教 育 職 給 料 表 (3)	60	441	17	2.1	0.7
教 育 職 給 料 表 (4)	560	3,921	54	2.0	0.6
全 給 料 表	1,868	10,058	217	2.0	0.7

(参 考)

技能・労務職給料表	45	194	12	2.0	0.8
水道局企業職給料表	90	297	13	1.9	0.9
交通局企業職給料表	128	364	6	1.9	0.9

全 給 料 表					
(技能・労務職給料表 等を含めた場合)	2,131	10,913	248	2.0	0.7

第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況

区 分 給 料 表		借 家 ・ 借 間					配偶者の 居住する 借家・借間
		受給者数	手 当 月 額 11,000円以下 の受給者数	手 当 月 額 11,100円以上 28,000円未満 の受給者数	手 当 月 額 28,000円 の受給者数	受給者平均 手 当 月 額	
行 政 職 給 料 表	人 員(人)	2,802	3	809	1,990	26,773	受給者人数 (人) 2
	構成比(%)	(100.0)	(0.1)	(28.9)	(71.0)	円	
医 療 職 給 料 表 (1)	人 員(人)	4	—	—	4	28,000	
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(—)	(100.0)		
医 療 職 給 料 表 (2)	人 員(人)	80	—	12	68	27,528	受給者平均 手 当 月 額 (円) 13,850
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(15.0)	(85.0)		
消 防 職 給 料 表	人 員(人)	380	—	110	270	26,794	
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(28.9)	(71.1)		
教 育 職 給 料 表 (1)	人 員(人)	69	—	14	55	27,217	
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(20.3)	(79.7)		
教 育 職 給 料 表 (3)	人 員(人)	271	—	89	182	26,850	
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(32.8)	(67.2)		
教 育 職 給 料 表 (4)	人 員(人)	2,614	4	739	1,871	26,844	
	構成比(%)	(100.0)	(0.2)	(28.3)	(71.6)		
全 給 料 表	人 員(人)	6,220	7	1,773	4,440	26,823	
	構成比(%)	(100.0)	(0.1)	(28.5)	(71.4)		

(参 考)

技 能 ・ 労 務 職 給 料 表	人 員(人)	71	2	28	41	25,570	受給者人数 —
	構成比(%)	(100.0)	(2.8)	(39.4)	(57.7)		
水 道 局 企 業 職 給 料 表	人 員(人)	212	—	74	138	26,394	受給者平均 手 当 月 額 —
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(34.9)	(65.1)		
交 通 局 企 業 職 給 料 表	人 員(人)	249	—	89	160	26,438	
	構成比(%)	(100.0)	(—)	(35.7)	(64.3)		

全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人 員(人)	6,752	9	1,964	4,779	26,782	受給者人数 (人) 2
	構成比(%)	(100.0)	(0.1)	(29.1)	(70.8)		受給者平均 手 当 月 額 (円) 13,850

第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況

給料表 \ 区分	受給者数	受給者 平均手当月額	全職員 平均手当月額
	人	円	円
行政職給料表	634	87,719	7,777
医療職給料表(1)	9	94,222	60,571
医療職給料表(2)	15	82,000	4,940
消防職給料表	55	87,127	4,279
教育職給料表(1)	10	60,020	2,753
教育職給料表(3)	23	59,357	1,875
教育職給料表(4)	438	54,351	3,391
全給料表	1,184	74,540	5,348

(参考)

技能・労務職給料表	—	—	—
水道局企業職給料表	36	85,278	6,659
交通局企業職給料表	27	86,370	4,179
全給料表 (技能・労務職給料表等を含めた場合)	1,247	75,106	5,257

第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況

区 分 給 料 表		交 通 機 関 の 利 用 者 数	交 通 用 具 の 使 用 者 数	交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 の 併 用 者 数	計	通 勤 手 当 受 給 者 平 均 手 当 月 額
						円
行 政 職 給 料 表	人 員(人) 構成比(%)	5,276 (84.4)	518 (8.3)	456 (7.3)	6,250 (100.0)	13,757
医 療 職 給 料 表 (1)	人 員(人) 構成比(%)	12 (92.3)	1 (7.7)	— (—)	13 (100.0)	14,595
医 療 職 給 料 表 (2)	人 員(人) 構成比(%)	178 (86.8)	7 (3.4)	20 (9.8)	205 (100.0)	13,044
消 防 職 給 料 表	人 員(人) 構成比(%)	436 (43.2)	519 (51.4)	54 (5.4)	1,009 (100.0)	11,575
教 育 職 給 料 表 (1)	人 員(人) 構成比(%)	13 (6.5)	187 (93.0)	1 (0.5)	201 (100.0)	7,065
教 育 職 給 料 表 (3)	人 員(人) 構成比(%)	90 (14.3)	534 (84.9)	5 (0.8)	629 (100.0)	6,764
教 育 職 給 料 表 (4)	人 員(人) 構成比(%)	862 (14.3)	5,075 (84.5)	70 (1.2)	6,007 (100.0)	5,324
全 給 料 表	人 員(人) 構成比(%)	6,867 (48.0)	6,841 (47.8)	606 (4.2)	14,314 (100.0)	9,653

(参 考)

技 能 ・ 労 務 職 給 料 表	人 員(人) 構成比(%)	46 (17.9)	208 (80.9)	3 (1.2)	257 (100.0)	6,370
水 道 局 企 業 職 給 料 表	人 員(人) 構成比(%)	306 (73.2)	73 (17.5)	39 (9.3)	418 (100.0)	13,915
交 通 局 企 業 職 給 料 表	人 員(人) 構成比(%)	405 (80.8)	56 (11.2)	40 (8.0)	501 (100.0)	14,989
全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人 員(人) 構成比(%)	7,624 (49.2)	7,178 (46.3)	688 (4.4)	15,490 (100.0)	9,887

第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員

行政職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	35								35	0.5
19	42								42	0.6
20	52	1							53	0.7
21	62	7							69	1.0
22	45	104							149	2.1
23	32	187							219	3.1
24	13	196							209	2.9
25	5	245							250	3.5
26	1	195	11	1					208	2.9
27	3	172	54						229	3.2
28	4	145	57						206	2.9
29	1	120	66						187	2.6
30		108	113	4					225	3.1
31	2	73	129	12					216	3.0
32	2	51	141	22	1				217	3.0
33	1	25	157	36	4				223	3.1
34	1	20	138	44	15				218	3.0
35	2	11	100	57	21				191	2.7
36	2	9	82	74	35				202	2.8
37	1	13	71	98	52	1			236	3.3
38	2	3	53	72	52				182	2.5
39		4	54	95	56	2			211	3.0
40		3	30	75	71	1			180	2.5
41	1		30	52	55	4			142	2.0
42		3	22	50	65	1			141	2.0
43		3	23	55	75	6		1	163	2.3
44	1	2	8	43	70	7			131	1.8
45		3	8	62	86	13			172	2.4
46	1		10	64	101	18	2		196	2.7
47	1	1	9	40	90	29			170	2.4
48		1	5	44	77	24	4		155	2.2
49		2	4	52	102	31	4		195	2.7
50			8	40	87	35	4	1	175	2.4
51		2	2	44	89	36	7	2	182	2.5
52			5	47	60	32	10	1	155	2.2
53		2	2	37	70	42	11	5	169	2.4
54			2	43	74	35	15	1	170	2.4
55				35	55	29	11	3	133	1.9
56				43	62	32	19	5	161	2.3
57		1	2	24	49	29	18	5	128	1.8
58				34	48	41	11	7	141	2.0
59			3	27	46	24	9	6	115	1.6
60以上										
計	312	1,712	1,399	1,426	1,668	472	125	37	7,151	100.0
構成比 %	4.4	23.9	19.6	19.9	23.3	6.6	1.7	0.5	100.0	

医療職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29	1					1	7.1
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36		1				1	7.1
37							
38		1				1	7.1
39							
40							
41		1				1	7.1
42			1			1	7.1
43		1				1	7.1
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50			1			1	7.1
51							
52							
53							
54			1			1	7.1
55			1			1	7.1
56				2		2	14.3
57							
58							
59							
60以上				2	1	3	21.4
計	1	4	4	4	1	14	100.0
構成比%	7.1	28.6	28.6	28.6	7.1	100.0	

医療職給料表(2)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	%
18								
19								
20								
21								
22								
23		5					5	2.0
24		5					5	2.0
25		5					5	2.0
26		17					17	6.8
27		9					9	3.6
28		9					9	3.6
29		9					9	3.6
30		8	1				9	3.6
31		4	1				5	2.0
32		4	4				8	3.2
33		5	2				7	2.8
34		2	3				5	2.0
35		4	2				6	2.4
36		2	2				4	1.6
37			8				8	3.2
38			7				7	2.8
39			7	3			10	4.0
40			6	6			12	4.8
41		1	4	3			8	3.2
42				5			5	2.0
43				1			1	0.4
44			2	6	1		9	3.6
45				3	3		6	2.4
46				4	4		8	3.2
47				3	4		7	2.8
48				1	3		4	1.6
49				4	2		6	2.4
50				1	8	3	12	4.8
51				1	1		2	0.8
52				1	3		4	1.6
53				1	7	5	13	5.2
54			1	1	2	1	5	2.0
55				1	1	2	4	1.6
56					2	3	5	2.0
57					3	1	4	1.6
58				1	1		2	0.8
59					4		4	1.6
60以上								
計	—	89	50	46	49	15	249	100.0
構成比%	—	35.7	20.1	18.5	19.7	6.0	100.0	

消防職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	10							10	0.9
19	10							10	0.9
20	19							19	1.7
21	23							23	2.1
22	43							43	3.8
23	33							33	2.9
24	37							37	3.3
25	29							29	2.6
26	37							37	3.3
27	41	4						45	4.0
28	27	11						38	3.4
29	19	14						33	2.9
30	11	19						30	2.7
31	9	23						32	2.9
32	4	34						38	3.4
33	1	33	1					35	3.1
34	1	33	5					39	3.5
35		25	9					34	3.0
36		15	6					21	1.9
37		9	25	3				37	3.3
38		6	19	4				29	2.6
39		7	16	2				25	2.2
40		4	22	6				32	2.9
41		2	19	12				33	2.9
42		1	21	12				34	3.0
43			12	9				21	1.9
44		1	10	16				27	2.4
45			7	8	1			16	1.4
46		2	9	9				20	1.8
47			11	11	1			23	2.1
48		1	15	10	3			29	2.6
49			5	12	4			21	1.9
50		1	6	9	3			19	1.7
51			9	9	2			20	1.8
52			6	4	3	1		14	1.3
53			9	10	2			21	1.9
54			6	7	2	3		18	1.6
55			8	3	5	3		19	1.7
56			5	3	2	1		11	1.0
57			10	2	5	1		18	1.6
58			13	6	6	1		26	2.3
59			11	4	2	3	1	21	1.9
60以上									
計	354	245	295	171	41	13	1	1,120	100.0
構成比 %	31.6	21.9	26.3	15.3	3.7	1.2	0.1	100.0	

教育職給料表(1)

職務 の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22							
23		3				3	1.4
24		2				2	0.9
25		2				2	0.9
26		4				4	1.8
27		2				2	0.9
28		2				2	0.9
29		6				6	2.8
30		3				3	1.4
31		6				6	2.8
32		2				2	0.9
33		4				4	1.8
34		5				5	2.3
35		6				6	2.8
36		5				5	2.3
37		3				3	1.4
38		7				7	3.2
39		8	1			9	4.1
40		5	1			6	2.8
41		4				4	1.8
42		6				6	2.8
43		6				6	2.8
44		2	5			7	3.2
45		3	2			5	2.3
46		4	1	1		6	2.8
47		4	1			5	2.3
48		9	1	2		12	5.5
49		10	1			11	5.0
50		4	1			5	2.3
51		5	1			6	2.8
52		11		2		13	6.0
53		6	1	1	1	9	4.1
54		8				8	3.7
55		12				12	5.5
56		4		1		5	2.3
57		7		1		8	3.7
58		7				7	3.2
59		5			1	6	2.8
60以上							
計	—	192	16	8	2	218	100.0
構成比%	—	88.1	7.3	3.7	0.9	100.0	

教育職給料表(3)

職務 の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		15				15	2.1
23		27				27	3.7
24		29				29	4.0
25		23				23	3.2
26		21				21	2.9
27		15				15	2.1
28		20				20	2.7
29		14				14	1.9
30		18				18	2.5
31		22				22	3.0
32		22				22	3.0
33		18				18	2.5
34		25	1			26	3.6
35		12				12	1.6
36		25				25	3.4
37		24	1			25	3.4
38		17	3			20	2.7
39		28				28	3.8
40		26	2			28	3.8
41		33	4	2		39	5.4
42		19	3			22	3.0
43		15	4			19	2.6
44		14	5	1		20	2.7
45		9	2			11	1.5
46		14	3	1		18	2.5
47		14	2	2		18	2.5
48		18		4	1	23	3.2
49		13				13	1.8
50		14	1	3		18	2.5
51		11	3	2		16	2.2
52		9	1	1		11	1.5
53		13				13	1.8
54		10	2		2	14	1.9
55		8	3	1		12	1.6
56		12			1	13	1.8
57		13	3		1	17	2.3
58		12			1	13	1.8
59		10				10	1.4
60以上							
計	—	662	43	17	6	728	100.0
構成比%	—	90.9	5.9	2.3	0.8	100.0	

教育職給料表(4)

職務 の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20		1				1	0.0
21		1				1	0.0
22		211				211	3.0
23		238				238	3.4
24		305				305	4.3
25		302				302	4.3
26		244				244	3.5
27		221				221	3.2
28		282				282	4.0
29		233				233	3.3
30		305				305	4.3
31		250				250	3.6
32		248	1			249	3.6
33		250	1			251	3.6
34		186	3			189	2.7
35		181	7			188	2.7
36		218	13			231	3.3
37		217	17			234	3.3
38		196	23	2		221	3.2
39		207	10	1		218	3.1
40		173	17	2		192	2.7
41		146	16	9		171	2.4
42		166	25	14		205	2.9
43		150	15	12		177	2.5
44		141	23	17		181	2.6
45		121	23	24		168	2.4
46		97	15	17		129	1.8
47		114	19	25	1	159	2.3
48		105	18	26		149	2.1
49		94	17	25	2	138	2.0
50		82	5	16	8	111	1.6
51		88	7	14	13	122	1.7
52		68	9	17	12	106	1.5
53		65	11	19	9	104	1.5
54		53	4	11	11	79	1.1
55		38	3	12	13	66	0.9
56		59	2	3	10	74	1.1
57		63	5	9	19	96	1.4
58		67	7	5	31	110	1.6
59		79	2	7	22	110	1.6
60以上							
計	—	6,265	318	287	151	7,021	100.0
構成比%	—	89.2	4.5	4.1	2.2	100.0	

第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1				7	43	22	1	1
2		1		12	3	2		
3					5		1	
4		1			4	2	2	
5					4	3		
6		7		26	9	2	1	
7	55	2	1	1	2		3	
8		1		2	7	1		
9		2	12	5	5	3	3	1
10	49	33		11	16	2	2	
11	10	5	2	27	6	9	1	
12	1	26	1	2	7	2	4	
13	1	9	3	9	12	13		1
14	52	11		14	6	7	1	
15	11	136	55	28	10	13	6	
16		5	8		18	10	7	
17		32	12	13	10	11	7	
18	52	110	7	20	18	7	5	3
19	6	44	39	41	15	13	12	2
20		11	2	9	24	9	10	3
21	3	40	28	16	10	9	6	1
22	23	111	20	12	15	10	5	3
23	7	61	45	40	8	16	4	3
24		23	21	13	30	18	10	2
25		44	43	34	12	22	6	2
26	7	120	42	15	15	8	3	
27	5	37	46	35	19	21	1	2
28		18	7	20	43	20	5	1
29		44	60	22	15	14	4	
30	3	94	58	18	24	12	3	4
31	2	13	35	16	21	22	3	6
32	1	15	8	35	33	13	2	
33		50	23	34	18	15	2	1
34	4	39	80	17	14	19	1	
35		39	44	18	23	19		
36		38	13	24	33	12	1	
37		47	32	22	28	11	2	1
38		44	46	24	13	10		
39	1	36	47	7	27	9		
40		15	23	15	36	6		
41		17	15	12	24	4	1	
42	2	55	34	20	17	9		
43		34	29	8	40	7		
44		17	19	14	33	6		
45		14	24	15	37	4		
46	1	30	23	15	23	3		
47		13	25	3	37	3		
48		12	27	10	19	2		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
49		13	17	9	22	4		
50		12	25	15	19			
51		18	18	8	43	3		
52		13	14	24	24	1		
53		8	25	4	27	2		
54		7	26	14	25			
55	3	3	10	14	30	3		
56		10	17	23	29			
57		6	18	11	25	4		
58	1	11	10	9	11			
59		5	8	10	27			
60	1	6	10	15	28			
61			13	19	27			
62	1	1	11	9	15			
63	2	3	5	8	36			
64	1	9	3	16	20			
65			9	16	31			
66	1	6	3	6	15			
67		1	3	10	29			
68	1	4	9	9	12			
69			9	15	26			
70			4	14	12			
71		6	2	13	26			
72		2	2	12	16			
73	5		10	6	20			
74			3	6	9			
75		1	3	12	25			
76		1	2	15	12			
77			8	11	19			
78		3	3	24	13			
79		1		10	19			
80				12	19			
81			3	10	15			
82		1	2	6	6			
83			1	5	7			
84				5	2			
85			3	14	7			
86			5	15	10			
87		1		10	3			
88				4	4			
89		4	6	10	4			
90				9	1			
91				9				
92				10				
93			4	15	7			
94			1	21				
95				10				
96				13				
97			2	100				
98			1					
99								
100								

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
101	人	人	人	人	人	人	人	人
102			2					
103								
104			1					
105			9					
計	312	1,712	1,399	1,426	1,668	472	125	37
							総 計	7,151

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下関係各表について同じ。)

医療職給料表(1)

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17					
18					
19					
20					
21			1		
22					
23					
24					
25					
26					
27		2			
28					
29					
30					
31					
32					
33	1				
34					
35					
36					
37					
38					
39		1			
40					
41					
42					
43					
44			1	1	1
45					
46					
47					
48					
49					
50			1		
51					
52					

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
53	人	人	人	人	人
54			1	1	
55					
56					
57					
58					
59				1	
60					
61				1	
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
計	1	4	4	4	1
				総 計	14

医療職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						2
11						2
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						1
21						1
22		6				1
23						
24						
25						
26		4				
27			1		1	1
28						3
29						1
30		5			3	
31		2				1
32					1	1
33				1		
34		16				
35		1	3	2	1	1
36			1		1	
37				1		
38		2			1	
39		1	4		1	
40		6		5	1	
41				2	1	
42		5			3	
43		1				
44		6	4	1	2	
45				2	2	
46		1			1	
47			1	2	1	
48		6	6	3	1	
49				1	1	
50		3	2			
51				1	1	
52		7	1	1		
53				2	2	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
54	人	人	人	人	人	人
55		3	3		1	
56		1	2		4	
57			2	1	1	
58		2	4	2	2	
59				1	5	
60		3	5		1	
61				1	1	
62		1	2	2	1	
63						
64			1			
65		1	1		1	
66				2	1	
67					2	
68		1	1	1	1	
69		1		2		
70		1				
71				1		
72		2				
73				1		
74						
75			1	2		
76			1			
77						
78						
79				1		
80				1	1	
81						
82						
83				1		
84						
85				1		
86						
87						
88						
89		1				
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97				2		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105			1			
計	—	89	50	46	49	15
					総計	249

消防職給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人	54	人	人	人	人	人	人	人
2								55	6	3	2	4			
3								56	4	8	5	2			
4								57		2		7			
5	19							58		3	4				
6								59	3		3	1			
7								60	1	6	4	3			
8	11							61			4	3			
9	2							62		3	1				
10								63			5	1			
11				2	1			64		1	6	1			
12	19			2				65		1	2	2			
13	1				1			66		2					
14					1	1		67			5	4			
15			2		3			68				1			
16	9					2		69		1	5	4			
17	11			1		2		70			1				
18		1		1		2		71			1	4			
19				1	1			72		1	2	1			
20	27			1		2	1	73			5	2			
21	20			1		1		74		1	1				
22		6	5		2	1		75			6	3			
23	1		2	2				76			6	4			
24	27				5	1		77			2	6			
25		11		1	2	1		78							
26		3	6	1	1			79			2	1			
27	17	10	1	7	2			80				1			
28	21			1				81			2	1			
29	1			10	1			82				1			
30		7	2	2				83			2	3			
31	7	5	13	3				84		1	3	1			
32	19			2	2			85			2	2			
33	1	2		1	1			86		1	1				
34		12		1	2			87				1			
35	15	16	15	5	3			88			4				
36	20		12		1			89		1		2			
37	2	7	7	3	1			90		1	2				
38		7	2		3			91							
39	21	18	11	4	2			92			2	1			
40	5	1	9	1	1			93			2				
41	2		7	8				94			2				
42		14	2		1			95							
43	26	12	3	9	3			96			1				
44		7	14		1			97			2				
45	1	5	1	5				98		1	5				
46		4	6	1				99							
47	23	21		6				100			2				
48	1	15	13	1				101			50				
49		3		7				102							
50		2		1				103							
51	9	9	2	5				104							
52	2	7	6	1				105							
53		1		5				計	354	245	295	171	41	13	1

総計 1,120

教育職給料表(1)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					1
3					
4					
5					
6					
7					
8		1			
9		2			
10					
11					
12		2			
13					
14					
15					
16		1			
17		1			
18					
19				1	1
20		4			
21		1			
22					
23					
24		2			
25					
26					
27					
28		2			
29			1		
30					
31		1			
32		4			
33					
34		1			
35					
36		3			
37		1			
38			1		
39				1	
40		5			
41				1	
42					
43					
44		3			
45		1			
46					
47			1		
48		6			
49		1	1	1	
50		1			
51			1		
52		3			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
53	人	人	人	人	人
54		1	1		
55			2		
56		5			
57					
58		2			
59			1		
60		4		1	
61					
62		2			
63			1	1	
64		1		1	
65			1		
66		1		1	
67			1		
68		4			
69					
70		1			
71					
72		4			
73					
74		5			
75					
76		2			
77			1		
78		3	1		
79		2			
80					
81					
82		2			
83					
84		1			
85		1			
86		3			
87					
88		2			
89					
90		2			
91					
92		2	1		
93					
94		2			
95					
96		3	1		
97					
98		3			
99					
100		1			
101					
102		3			
103		1			
104		1			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
105					
106		3			
107		1			
108		1			
109					
110		3			
111					
112					
113					
114		2			
115					
116		1			
117		1			
118		6			
119					
120		2			
121					
122		3			
123		1			
124		2			
125		1			
126		1			
127					
128					
129					
130		4			
131					
132		1			
133					
134					
135		2			
136		2			
137		1			
138		1			
139		3			
140					
141		1			
142		1			
143		3			
144		1			
145		2			
146		5			
147		6			
148		6			
149		3			
150		7			
151		1			
152					
153		4			
154					
155					
156					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	—	192	16	8	2
				総計	218

教育職給料表(3)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					1
3				1	
4					
5		17			
6					
7		1			
8		25			
9		5			
10				1	
11		2			
12		24			
13		2			
14					
15		1			
16		16			
17		3	1		
18					1
19					1
20		14	1		
21		5		1	
22					1
23		1			
24		17	2		
25		3			
26					1
27					
28		14	1	1	
29		3		2	
30			1		
31		1			
32		19	2	1	1
33		6			
34		1			
35		2			
36		12		2	
37		2		2	
38		1			
39		1	1		
40		26	1		
41		1	5		
42		1		1	
43		2			
44		18	2	1	
45		1		1	
46		1			
47		2		1	
48		16			
49		2			
50		2	1		
51		2			
52		15	1	1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
53	人	人	人	人	人
54		2	1		
55		1	1		
56		21	2		
57		2	2		
58		3	1	1	
59		2	1		
60		19			
61		3			
62		3	2		
63		4	1		
64		17			
65		4			
66		3			
67		1			
68		9			
69		3			
70		5	1		
71		2			
72		14			
73		4			
74		4	1		
75		4			
76		12	1		
77		4			
78		12			
79			1		
80		21			
81		3	1		
82		3			
83		4	1		
84		5			
85		2			
86		3	1		
87		2			
88		6			
89		2	1		
90		4			
91		3			
92		8			
93		1	2		
94		3			
95		2			
96		7	1		
97		6			
98		3			
99		3			
100					
101		4			
102		1			
103		5			
104		8	1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
105		3			
106		1	1		
107		1			
108		6			
109		1			
110		5			
111		4			
112		6			
113					
114		2			
115		5			
116		2			
117		1			
118					
119		2			
120		2			
121		2			
122					
123		1			
124		2			
125		1			
126		2			
127		3			
128		3			
129		1			
130					
131		3			
132		4			
133		4			
134		2			
135		4			
136		2			
137		4			
138		5			
139		2			
140		2			
141		1			
142		3			
143		7			
144		1			
145		1			
146					
147		1			
148		1			
149					
150					
151					
152					
153		3			
154					
155					
156					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	—	662	43	17	6
				総計	728

教育職給料表(4)

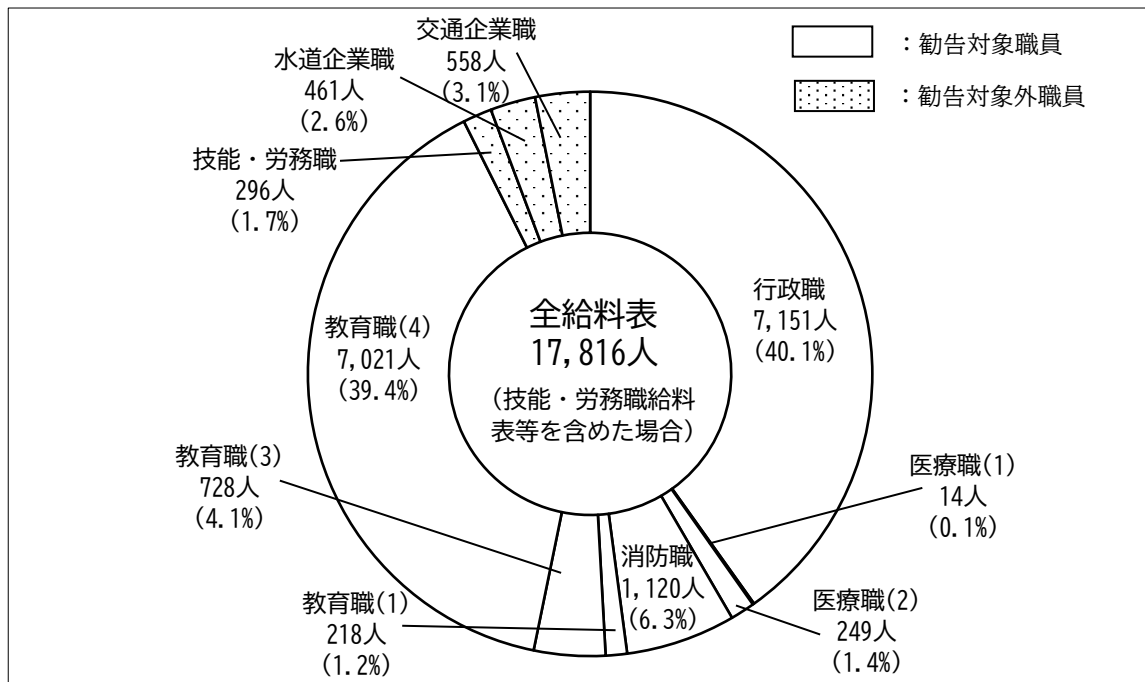
職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	33
2					2
3					2
4					3
5					4
6					8
7		1			5
8			1		4
9			1		10
10					8
11		1	1		8
12			4	1	3
13		1			6
14		1	1		4
15					9
16			1		5
17		223	3		1
18		1	1		6
19		3		1	5
20		226	5	1	5
21		32	3		1
22		6	2		7
23		2	3	1	
24		269	8	2	3
25		27	4	4	3
26		4	7	2	1
27		7	4	1	1
28		260	9	5	1
29		37	6	4	
30		2	2	2	2
31		8	4	4	
32		224	6	2	1
33		27	5	5	
34		8	2	1	
35		3	2	2	
36		219	3	7	
37		27	2	4	
38		7	3	3	
39		7	3	4	
40		231	3	4	
41		19	10	8	
42		3	5	2	
43		10	5	7	
44		232	5	3	
45		18	10	7	
46		8	1	3	
47		10	2	9	
48		282	7	4	
49		14	7	13	
50		16	3	3	
51		10	5	4	
52		232	5	9	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
53	人	人	人	人	人
54		19	4	7	
55		12	5	7	
56		11	3	11	
57		201	6	8	
58		15	8	5	
59		24	6	11	
60		14	7	10	
61		187	1	4	
62		15	10	8	
63		19	1	3	
64		13	6	6	
65		150	2	3	
66		5	6	2	
67		27	6	8	
68		19	7	6	
69		170	7	1	
70		11	7	7	
71		34	7	4	
72		22	3	4	
73		161	5	7	
74		13	1	3	
75		33	1	5	
76		19	4	1	
77		157	4	1	
78		14	4	4	
79		29	3	1	
80		26	7	2	
81		125	2	2	
82		15	3		
83		50	1		
84		19		1	
85		130	2	2	
86		20	1	1	
87		34	1		
88		22	1		
89		110	2	1	
90		18		3	
91		31			
92		20	1	2	
93		98		3	
94		15	2	1	
95		49			
96		28	1		
97		75			
98		19			
99		38			
100		31			
101		79	1		
102		17	2		
103		25	3		
104		19			
		59			

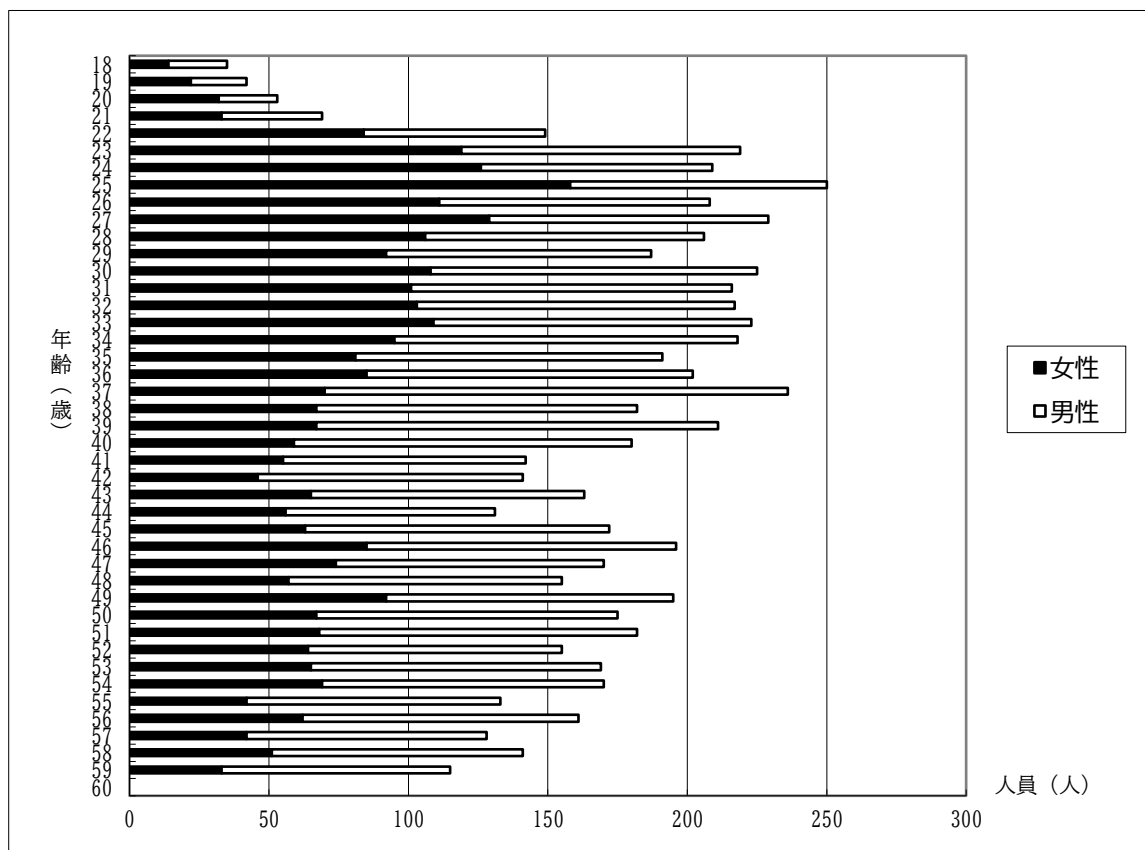
職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
105		17			
106		26			
107		24			
108		48			
109		24			
110		23			
111		25			
112		43			
113		22			
114		24			
115		29			
116		31			
117		20			
118		16			
119		11			
120		34			
121		18			
122		19			
123		15			
124		25			
125		16			
126		20			
127		14			
128		20			
129		13			
130		13			
131		13			
132		13			
133		9			
134		11			
135		13			
136		6			
137		8			
138		7			
139		10			
140		13			
141		5			
142		5			
143		9			
144		17			
145		12			
146		15			
147		12			
148		22			
149		14			
150		26			
151		24			
152		27			
153		18			
154		20			
155		23			
156		14			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
157		9			
158		4			
159		2			
160					
161					
162					
163					
164					
165		10			
計	—	6,265	318	287	151
				総計	7,021

第9表 市職員の給料表別職員数



第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布



第11表 任期付職員の給料表別人員

1 特定任期付職員

給料表	人員
特定任期付職員給料表	3人
計	3

2 一般任期付職員

給料表	人員
行政職給料表	1人
医療職給料表	1人
計	2

2 民間給与関係資料

令和８年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、市職員の給与を検討するため、令和８年４月現在の福岡市内における民間給与の実態を調査したものである。

（調査期間 令和８年４月22日（水）～令和８年６月16日（火））

2 調査機関

人事院、全国の人事委員会及び本委員会

3 調査の範囲

（1）調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所
926事業所

（2）調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

（1）事業所の抽出

上記３の（1）に記載した事業所を、組織、企業規模、産業により18層に層化し、これらの層から186事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完了した事業所は第12表のとおりである。

（2）従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集計

（1）調査実人員は、行政職に相当する職種が7,658人（初任給関係426人、初任給関係以外7,232人）であり、その他の職種が685人（初任給関係11人、初任給関係以外674人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は63,618人であり、このうち、行政職に相当するものは48,410人である。

（2）総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模		規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
産 業		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		154	41	34	24	55
農 業 、 林 業		—	—	—	—	—
漁 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業		18	4	3	4	7
建 設						
製 造 業		15	6	2	3	4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		40	15	10	4	11
情 報 通 信 業						
運 輸 業 、 郵 便 業						
卸 売 業 、 小 売 業		26	3	7	5	11
金 融 業 、 保 険 業		8	4	1	1	2
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業						
教 育 、 学 習 支 援 業		47	9	11	7	20
医 療 、 フ ィ ッ ネ ス 業						

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が30所あった。
- 2 調査事業所186所から、企業規模、事業所規模が調査対象外であること等が判明した事業所2所を除いた184所に占める調査完了事業所154所の割合（調査完了率）は、83.7%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模		
		全規模	500人以上	100人以上 500人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	円 244,308	円 250,622	円 232,225
	短 大 卒	206,867	208,028	※ 200,166
	高 校 卒	197,849	206,057	185,165
新 卒 事 務 員	大 学 卒	234,677	237,750	230,181
	短 大 卒	200,404	199,477	※ 204,783
	高 校 卒	188,623	201,568	※ 176,577
新 卒 技 術 者	大 学 卒	258,336	265,504	237,027
	短 大 卒	218,674	222,327	※ 185,191
	高 校 卒	206,912	208,968	※ 201,350

(注) 1 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

備考 本市行政事務・技術職員における、地域手当を含む初任給は、福岡市職員採用試験の試験区分毎に、上級（大学卒程度）252,780 円、中級（短大卒程度）231,550 円、初級（高校卒程度）218,240 円である。

第14表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職8級 100人以上500人未 満は行政職7級
大 学 卒	17	51.8	761,989	－	761,989		
短 大 卒	13	52.1	764,239	－	764,239		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	3	54.0	714,832	－	714,832		
事務部長	272	53.3	712,830	4,061	708,769	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職7級 100人以上500人未 満は行政職6級
大 学 卒	215	53.2	731,564	3,984	727,580		
短 大 卒	25	53.3	611,157	1,744	609,413		
高 校 卒	32	54.0	662,975	6,093	656,882		
中 学 卒	－	－	－	－	－		
事務部次長	105	51.9	669,007	1,929	667,078	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	同上
大 学 卒	87	51.4	684,171	2,331	681,840		
短 大 卒	2	53.9	613,740	－	613,740		
高 校 卒	14	55.9	612,164	－	612,164		
中 学 卒	2	46.9	489,506	－	489,506		
事務課長	575	48.1	598,824	16,809	582,015	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と 同等と認められる課の長及 び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職6級 100人以上500人未 満は行政職5級
大 学 卒	405	47.0	622,985	18,561	604,424		
短 大 卒	55	50.5	507,882	14,390	493,492		
高 校 卒	113	51.0	547,794	11,367	536,427		
中 学 卒	2	48.0	611,689	－	611,689		
事務課長代理	204	46.2	549,603	40,186	509,417	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	企業規模が 500人以上は行政 職4級、5級 100人以上500人未 満は行政職4級
大 学 卒	148	44.7	555,651	42,908	512,743		
短 大 卒	25	51.1	517,030	46,013	471,017		
高 校 卒	31	49.8	544,321	22,648	521,673		
中 学 卒	－	－	－	－	－		
事務係長	713	43.3	464,101	45,524	418,577	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	480	40.7	465,241	47,304	417,937		
短 大 卒	83	47.9	450,831	53,398	397,433		
高 校 卒	149	48.4	467,359	36,514	430,845		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事務主任	447	42.7	424,319	49,930	374,389	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職3級(一部は4級、5級)
大 学 卒	257	39.8	435,579	59,622	375,957		
短 大 卒	81	46.3	405,772	46,295	359,477		
高 校 卒	106	46.8	411,531	31,503	380,028		
中 学 卒	3	41.7	439,767	14,360	425,407		
事務係員	1,893	36.4	370,370	42,950	327,420		行政職1級、2級
大 学 卒	1,253	33.4	371,597	47,157	324,440		
短 大 卒	278	41.3	366,915	32,741	334,174		
高 校 卒	360	42.6	368,552	36,077	332,475		
中 学 卒	2	48.5	406,802	51,354	355,448		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長－課長間)」、「中間職(課長－係長間)」、「中間職(係長－係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職 8 級 100人以上500人未 満は行政職 7 級
大 学 卒	2	56.0	1,015,860	-	1,015,860		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	2	56.0	1,015,860	-	1,015,860		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部長	133	53.5	803,852	2,450	801,402	2 課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職 7 級 100人以上500人未 満は行政職 6 級
大 学 卒	98	53.5	817,057	2,973	814,084		
短 大 卒	19	53.5	800,938	818	800,120		
高 校 卒	16	54.0	718,130	1,124	717,006		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	69	51.4	800,279	169	800,110	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	58	51.1	809,652	200	809,452		
短 大 卒	6	51.4	819,264	-	819,264		
高 校 卒	5	54.8	651,720	-	651,720		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	387	49.4	660,107	6,841	653,266	2 係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長と 同等と認められる課の長及 び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職 6 級 100人以上500人未 満は行政職 5 級
大 学 卒	282	49.3	668,774	7,919	660,855		
短 大 卒	42	47.8	636,283	2,487	633,796		
高 校 卒	61	50.6	633,564	3,646	629,918		
中 学 卒	2	60.9	685,417	36,543	648,874		
技術課長代理	152	46.4	543,004	42,455	500,549	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する者又は課長 に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等 と認められる課長代理及び課長代 理級専門職 中間職（課長－係長間）	企業規模が 500人以上は行政 職 4 級、5 級 100人以上500人未 満は行政職 4 級
大 学 卒	99	45.8	529,441	41,750	487,691		
短 大 卒	22	48.5	575,146	35,386	539,760		
高 校 卒	30	46.8	555,054	51,614	503,440		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術係長	413	45.0	579,420	71,311	508,109	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	279	43.8	599,244	80,217	519,027		
短 大 卒	47	47.6	516,453	55,156	461,297		
高 校 卒	87	48.2	543,434	48,840	494,594		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術主任	420	40.7	512,254	93,893	418,361	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主 任のうち、課長代理以上に直属 し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、 職能資格等が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 3 級（一部 は 4 級、5 級）
大 学 卒	264	39.9	530,182	109,717	420,465		
短 大 卒	48	43.5	525,265	96,342	428,923		
高 校 卒	108	41.8	456,465	49,041	407,424		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	1,430	34.5	434,132	70,210	363,922		行政職 1 級、2 級
大 学 卒	1,008	33.5	442,791	74,382	368,409		
短 大 卒	178	37.2	412,563	76,007	336,556		
高 校 卒	243	37.4	409,593	45,825	363,768		
中 学 卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大 学 卒	16	51.5	778,902	－	778,902		
短 大 卒	12	51.7	787,346	－	787,346		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	3	54.0	714,832	－	714,832		
事務部長	－	－	－	－	－	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	193	52.8	747,046	5,347	741,699		
短 大 卒	154	52.6	770,539	5,764	764,775		
高 校 卒	18	53.8	622,333	129	622,204		
中 学 卒	21	53.5	680,783	6,319	674,464		
事務部次長	－	－	－	－	－	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	87	52.3	674,252	2,122	672,130		
短 大 卒	72	51.6	686,736	2,561	684,175		
高 校 卒	2	53.9	613,740	－	613,740		
中 学 卒	13	56.1	613,922	－	613,922		
事務課長	－	－	－	－	－	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職6級
大 学 卒	465	47.5	618,926	19,807	599,119		
短 大 卒	328	46.4	643,686	22,238	621,448		
高 校 卒	37	49.5	538,654	17,269	521,385		
中 学 卒	98	50.9	558,463	12,219	546,244		
事務課長代理	2	48.0	611,689	－	611,689	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級、5級
大 学 卒	166	46.4	556,523	38,602	517,921		
短 大 卒	118	44.6	557,678	41,320	516,358		
高 校 卒	23	51.3	533,605	43,938	489,667		
中 学 卒	25	51.0	570,721	21,198	549,523		
事務係長	－	－	－	－	－	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	536	42.6	478,053	45,888	432,165		
短 大 卒	369	39.9	475,788	46,729	429,059		
高 校 卒	47	47.9	476,883	56,064	420,819		
中 学 卒	119	48.1	485,118	39,936	445,182		
事務主任	X	X	X	X	X	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部は4級、5級）
大 学 卒	304	43.6	444,742	55,022	389,720		
短 大 卒	157	41.0	468,023	71,663	396,360		
高 校 卒	55	46.2	417,142	45,908	371,234		
中 学 卒	89	46.8	421,586	33,654	387,932		
事務係員	3	41.7	439,767	14,360	425,407		行政職1級、2級
大 学 卒	1,383	36.5	385,480	46,983	338,497		
短 大 卒	898	33.2	387,992	52,826	335,166		
高 校 卒	199	42.5	381,940	33,598	348,342		
中 学 卒	284	42.7	379,999	37,948	342,051		
	2	48.5	406,802	51,354	355,448		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大 学 卒	2	56.0	1,015,860	-	1,015,860		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	2	56.0	1,015,860	-	1,015,860		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部長	111	53.8	847,593	2,751	844,842	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	82	53.8	856,943	3,447	853,496		
短 大 卒	15	54.0	873,439	181	873,258		
高 校 卒	14	53.6	750,700	1,309	749,391		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	63	51.0	825,528	161	825,367	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	54	50.8	838,044	186	837,858		
短 大 卒	5	51.3	852,538	-	852,538		
高 校 卒	4	53.8	583,700	-	583,700		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	360	49.4	668,774	5,818	662,956	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職6級
大 学 卒	267	49.3	672,829	6,780	666,049		
短 大 卒	37	48.0	657,218	2,775	654,443		
高 校 卒	55	50.6	651,818	3,099	648,719		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	117	46.4	570,609	42,125	528,484	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級、5級
大 学 卒	72	45.9	561,330	40,255	521,075		
短 大 卒	17	48.0	607,533	35,843	571,690		
高 校 卒	27	46.4	562,942	53,103	509,839		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術係長	364	45.0	596,487	73,648	522,839	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	248	43.7	616,081	82,353	533,728		
短 大 卒	39	47.4	539,431	56,541	482,890		
高 校 卒	77	48.2	555,603	51,356	504,247		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術主任	339	41.0	539,367	103,797	435,570	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部は4級、5級）
大 学 卒	205	40.3	564,693	123,189	441,504		
短 大 卒	40	43.8	552,397	107,358	445,039		
高 校 卒	94	41.6	467,112	51,568	415,544		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	1,176	34.5	447,524	75,487	372,037		行政職1級、2級
大 学 卒	840	33.7	456,336	78,709	377,627		
短 大 卒	154	37.4	423,507	81,714	341,793		
高 校 卒	182	36.7	420,737	51,969	368,768		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	X	X	X	X	X		
短 大 卒	X	X	X	X	X		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部長	79	54.4	638,437	1,264	637,173	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大 学 卒	61	54.6	645,551	58	645,493		
短 大 卒	7	52.0	585,263	5,486	579,777		
高 校 卒	11	54.9	629,061	5,663	623,398		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	18	50.5	645,690	1,069	644,621	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	15	50.8	672,666	1,302	671,364		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	2	46.9	489,506	-	489,506		
事務課長	110	50.2	516,147	4,478	511,669	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
大 学 卒	77	49.4	537,466	3,371	534,095		
短 大 卒	18	52.6	444,733	8,482	436,251		
高 校 卒	15	51.7	480,343	5,983	474,360		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	38	45.3	525,857	45,621	480,236	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大 学 卒	30	45.1	549,417	47,794	501,623		
短 大 卒	2	49.0	367,884	64,682	303,202		
高 校 卒	6	45.3	452,429	27,697	424,732		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	177	45.5	415,786	44,264	371,522	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	111	43.5	424,945	49,500	375,445		
短 大 卒	36	48.0	416,547	49,889	366,658		
高 校 卒	30	49.6	384,589	20,562	364,027		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	143	40.6	377,130	38,164	338,966	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部は4級）
大 学 卒	100	37.9	380,125	39,043	341,082		
短 大 卒	26	46.3	380,986	47,139	333,847		
高 校 卒	17	46.7	354,038	19,199	334,839		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	510	35.9	321,717	29,963	291,754		行政職1級、2級
大 学 卒	355	34.3	323,419	30,497	292,922		
短 大 卒	79	37.5	321,405	30,146	291,259		
高 校 卒	76	42.1	313,488	27,078	286,410		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部長	22	51.8	549,458	701	548,757	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大 学 卒	16	51.4	568,709	26	568,683		
短 大 卒	4	51.2	496,125	3,499	492,626		
高 校 卒	2	56.1	520,326	-	520,326		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	6	54.9	574,502	242	574,260	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	4	54.8	483,572	359	483,213		
短 大 卒	X	X	X	X	X		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	27	49.8	542,661	20,701	521,960	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
大 学 卒	15	50.4	594,561	28,769	565,792		
短 大 卒	5	45.5	455,445	-	455,445		
高 校 卒	6	50.5	492,051	7,884	484,167		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	35	46.7	435,745	43,739	392,006	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者又は課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大 学 卒	27	45.6	429,277	46,445	382,832		
短 大 卒	5	50.2	444,765	33,546	411,219		
高 校 卒	3	50.4	477,458	36,965	440,493		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係長	49	45.9	418,746	49,310	369,436	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	31	44.3	421,299	57,639	363,660		
短 大 卒	8	48.6	374,128	46,573	327,555		
高 校 卒	10	48.7	441,751	27,813	413,938		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術主任	81	39.1	352,768	35,638	317,130	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部は4級）
大 学 卒	59	37.7	351,737	40,060	311,677		
短 大 卒	8	41.3	322,568	14,043	308,525		
高 校 卒	14	43.3	372,297	29,059	343,238		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	254	34.4	341,368	33,653	307,715		行政職1級、2級
大 学 卒	168	31.9	333,520	39,467	294,053		
短 大 卒	24	35.4	301,024	17,841	283,183		
高 校 卒	61	39.7	371,848	25,014	346,834		
中 学 卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分 平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	{見習、外国語の電話交換手を除く。 {業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	54.0	463,079	102,809	360,270	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	—	—	—	—	—	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
	二等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
	三等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
	運 航 士	—	—	—	—	—	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	—	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	—	—	—	—	—	
	船 長 ・ 機 関 長	—	—	—	—	—	北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
	二等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
	三等航海士・機関士	—	—	—	—	—	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	—	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	—	—	—	—	—	
	船 長 ・ 機 関 長	14	51.3	687,085	—	687,085	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
	沿 一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	14	44.1	555,768	66,172	489,596	
	海 二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	5	42.2	505,860	38,360	467,500	
	・ 三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	4	42.8	516,468	84,720	431,748	
	平 甲 板 長 ・ 操 機 長	5	52.4	569,958	39,900	530,058	
	水 甲 板 手 ・ 操 機 手	8	45.4	487,434	35,451	451,983	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	7	24.7	350,071	17,998	332,073	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

その2 公民給与比較の対象外職種（つづき）

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分 平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
教育 関係 職種	大 学 学 長	－	－	－	－	－	
	大 学 副 学 長	－	－	－	－	－	
	大 学 学 部 長	15	59.7	805,336	－	805,336	
	大 学 教 授	63	56.7	686,123	8,878	677,245	
	大 学 准 教 授	52	48.0	540,857	10,186	530,671	
	大 学 講 師	21	44.6	467,609	19,568	448,041	
	大 学 助 教	11	41.6	515,992	－	515,992	
研究 関係 職種	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	8	50.0	688,880	1,050	687,830	
	高等学校主幹教諭	－	－	－	－	－	
	高等学校指導教諭	－	－	－	－	－	
	高 等 学 校 教 諭	69	43.6	525,291	9,776	515,515	
研究 関係 職種	研 究 所 長	－	－	－	－	－	〔構成員50人以上の所の長 （取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所 長の職名を有する者、上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）
	研 究 部（課）長	－	－	－	－	－	
	研 究 室（係）長	－	－	－	－	－	
	主 任 研 究 員	－	－	－	－	－	
	研 究 員	－	－	－	－	－	
医療 関係 職種	研 究 補 助 員	－	－	－	－	－	
	病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 〔上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	3	57.7	2,303,070	21,733	2,281,337	
	医 科 長	18	50.5	1,103,772	190,604	913,168	
	医 師	44	38.5	947,800	121,835	825,965	
	歯 科 医 師	X	X	X	X	X	
	薬 局 長	3	52.3	561,879	34,344	527,535	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	20	39.1	443,351	63,483	379,868	
	診療放射線技師	29	37.2	404,283	44,700	359,583	
	臨床検査技師	32	34.4	348,733	22,183	326,550	
	栄 養 士	28	35.5	323,647	21,129	302,518	
	理学療法士	37	39.0	333,058	7,336	325,722	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	作業療法士	15	39.1	302,241	8,294	293,947	
	総 看 護 師 長	2	60.0	479,103	－	479,103	
	看 護 師 長	35	48.0	463,343	37,468	425,875	
	看 護 師	83	38.6	391,010	30,754	360,256	
	准 看 護 師	24	46.3	295,162	9,315	285,847	

（注）「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

第15表 民間における初任給の改定状況

項目		新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
学歴	企業規模		増額	据置き	減額	
大学卒	計	72.3%	(71.1 %)	(28.3 %)	(0.5 %)	27.7%
	500人以上	83.9	(75.5)	(24.5)	(-)	16.1
	100人以上 500人未満	50.1	(57.1)	(40.6)	(2.3)	49.9
高校卒	計	42.0	(73.5)	(26.5)	(-)	58.0
	500人以上	47.5	(73.0)	(27.0)	(-)	52.5
	100人以上 500人未満	31.4	(74.9)	(25.1)	(-)	68.6

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	60.4%
支給しない	39.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	28,000円以上 29,000円未満

第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する			転勤に伴い 手当等を支給 しない
	支給方法		
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
93.4	71.2	57.8	6.6

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	%	%	%	%	%	回	
79.1	(20.5)	(34.7)	(13.5)	(24.1)	(7.1)	15.0	20.9

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、() 内は当該事業所を 100 とした割合である。

第18表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	404,444 円
	上半期 (A 2)	415,146 円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	911,499 円
	上半期 (B 2)	1,018,518 円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.25 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.45 月分
	計	4.70 月分

- (注) 1 下半期とは、令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは、令和8年2月から7月までの期間をいう。
- 2 平均所定内給与月額とは、毎月きまって支給する給与の支給総額から時間外勤務手当総額を除いたものである。
- 3 特別給の対象従業員は、月例給の場合と異なり、市職員と同種（行政職に類似すると認められる職種）・同等（役職段階、学歴及び年齢が同等）の者以外も含まれている。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課長級		部長級（非役員）	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
52.7	47.3	49.2	50.8	48.1	51.9

第20表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
98.4	64.3	34.1	1.6

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第21表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
			%	
課長級		59.7	42.1	40.3
非管理職		36.3	24.4	63.7

(注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 22 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第22表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
%	%
82.6	79.5

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 そ の 他

第23表 物価及び生計費

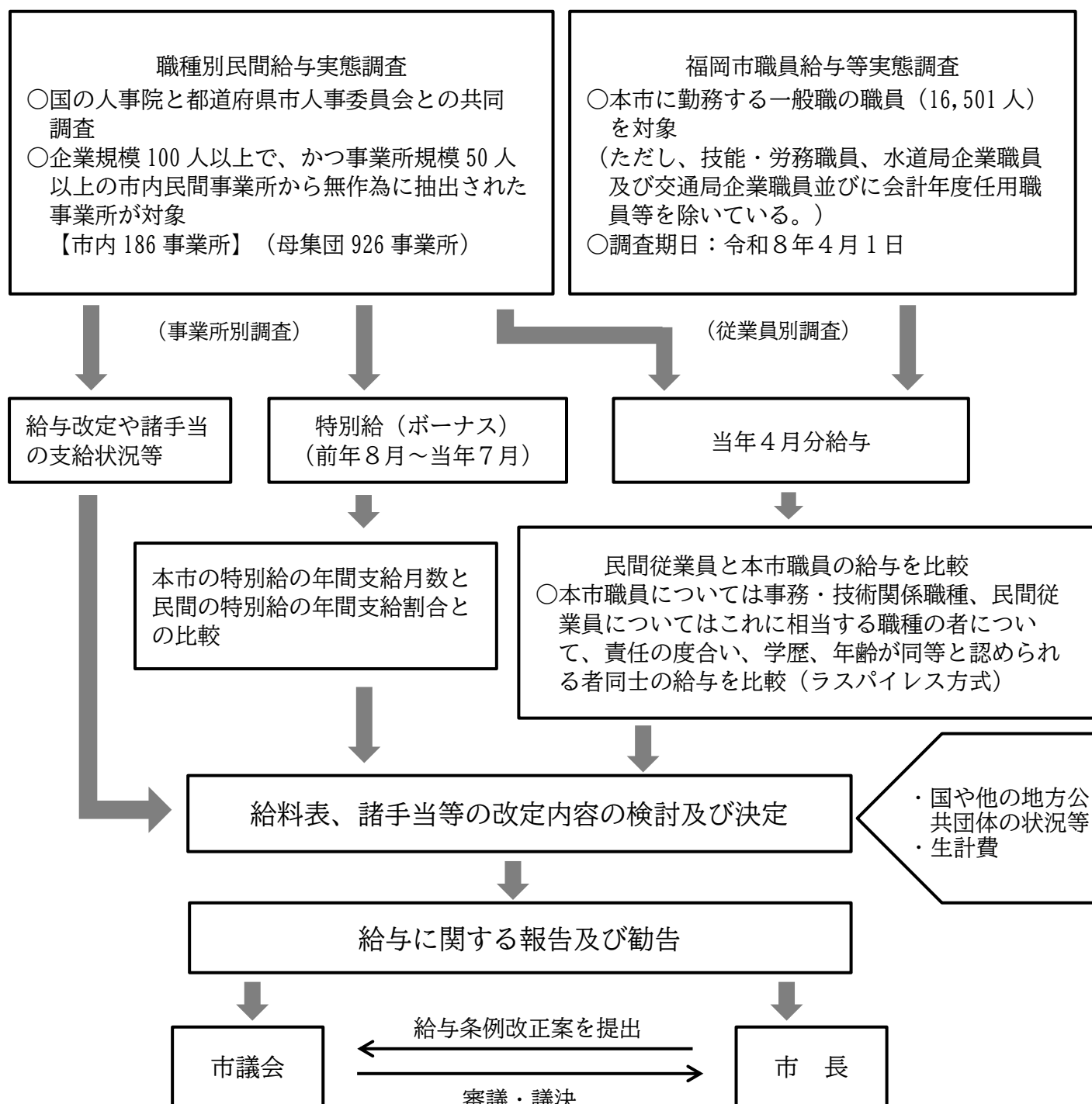
項目 年月		物価			生計費					
		①消費者物価指数 (総務省「消費者物価指数」)			②消費支出(二人以上の世帯) (総務省「家計調査」)					
		全国	大都市	福岡市	全国		大都市		福岡市	
		前年比・ 前年同月比 (%)			金額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)
令和6年		2.7	2.7	3.1	300.2	2.1	319.3	2.2	289.4	△ 6.3
令和7年		3.2	3.1	3.5	314.0	4.6	327.1	2.4	304.1	5.1
令和7年	1月	4.0	3.9	4.4	305.5	5.5	325.6	2.5	298.0	8.6
	2月	3.7	3.4	3.9	290.5	3.8	310.2	1.7	250.7	△ 12.0
	3月	3.6	3.4	3.9	339.2	6.4	362.0	3.3	313.4	5.1
	4月	3.6	3.5	3.6	325.7	4.0	341.3	△ 0.7	309.5	△ 3.4
	5月	3.5	3.5	3.9	316.1	8.9	326.0	2.7	269.0	△ 6.5
	6月	3.3	3.3	3.7	295.4	5.2	308.3	5.7	239.1	△ 4.2
	7月	3.1	3.1	3.2	305.7	5.1	312.9	△ 0.6	311.4	2.6
	8月	2.7	2.7	3.0	314.0	5.5	325.2	5.3	309.9	14.9
	9月	2.9	2.8	3.2	303.2	5.3	317.1	4.1	334.7	0.6
	10月	3.0	2.8	3.5	306.9	0.3	318.1	1.7	302.3	25.7
	11月	2.9	2.8	3.1	314.2	6.3	327.5	7.4	381.0	37.0
	12月	2.1	2.1	2.5	351.5	△ 0.3	351.1	△ 2.7	329.9	△ 0.9
令和8年	1月	1.5	1.6	1.0	307.6	0.7	323.3	△ 0.7	298.4	0.1
	2月	1.3	1.5	0.7	289.4	△ 0.4	301.7	△ 2.7	255.5	1.9
	3月	1.5	1.5	0.7	334.7	△ 1.3	358.0	△ 1.1	363.6	16.0
	4月	1.4	1.5	0.5	329.0	1.0	362.6	6.2	288.9	△ 6.6

- (注) 1 ①の前年比・前年同月比については、令和2年平均＝100とした指数を基礎としている。
2 ②の調査世帯について、令和8年4月現在、世帯数は、全国7,222世帯、大都市2,102世帯、福岡市91世帯であり、世帯人員は、全国2.86人、大都市2.86人、福岡市2.80人であり、有業人員は、全国1.34人、大都市1.36人、福岡市1.23人であり、世帯主平均年齢は、全国61.0歳、大都市60.7歳、福岡市60.9歳である。
3 ①及び②における大都市とは、政令指定都市及び東京都区部である。

給与勧告の流れ

福岡市人事委員会では、本市職員と市内民間企業従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらを精密に比較し、本市職員の給与水準と市内民間企業従業員の給与水準とを均衡させることを基本に勧告を行っています。

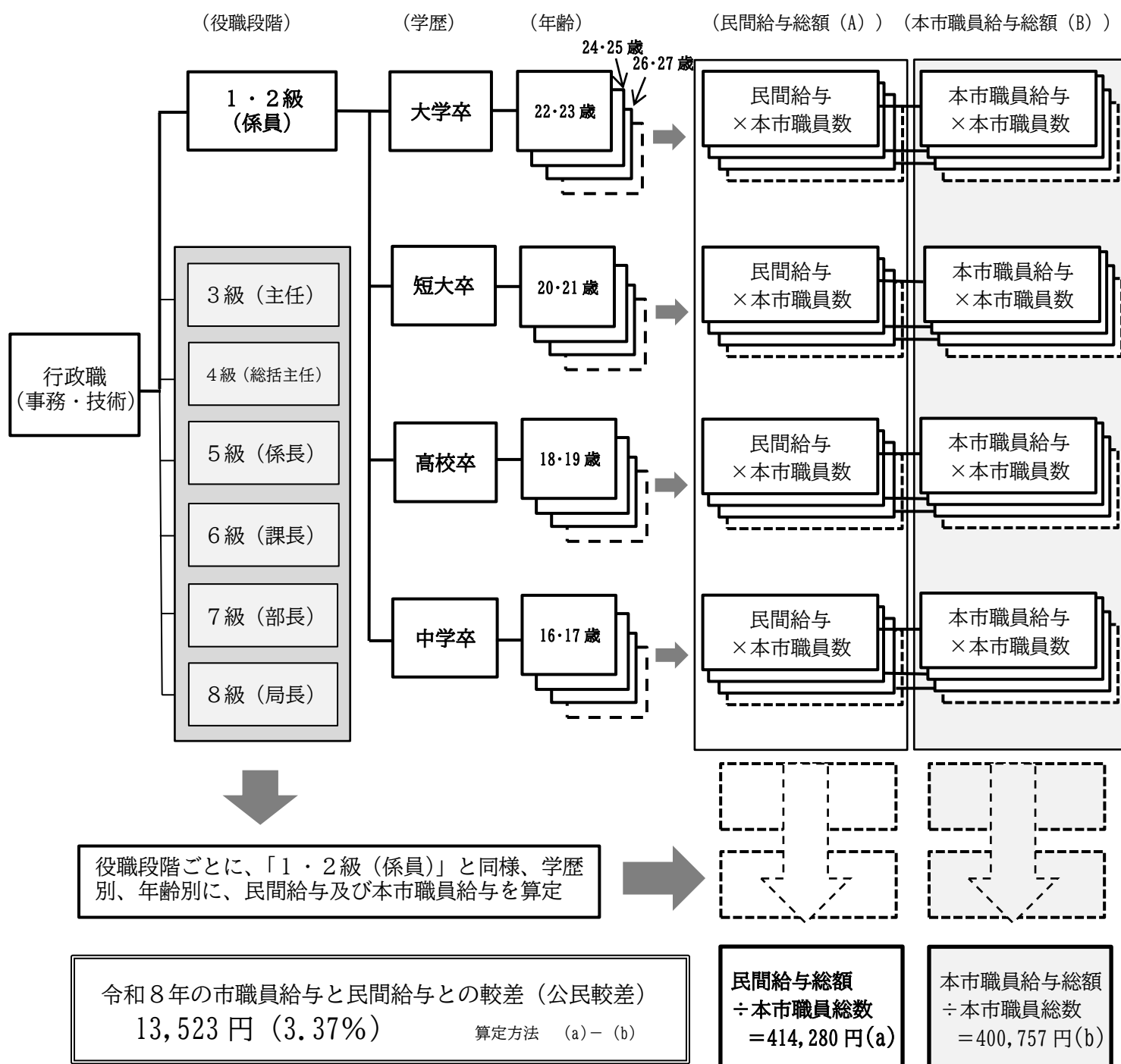
また、特別給についても、市内民間事業所の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

職員給与と民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の本市職員の平均給与（注１）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注２）のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和8年福岡市職員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和8年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出